

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項及び第11条第2項の規定により、令和3年札幌市告示第323号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

令和4年（2022年）9月16日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する要措置区域の所在地
札幌市白石区栄通10丁目138番、139番1、139番2
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質
 - (1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、
1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
 - (2) 形質変更時要届出区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
ふっ素及びその化合物